

(6) 所得段階ごとの介護保険料負担割合

下表【 】は第8期計画の割合、()は月額保険料 (単位:円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	第9期計画	第8期計画	増減額
第1段階	生活保護受給者				
	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税 市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	*0.235 【0.25】	17,520 (1,460)	17,400 (1,450)	120 (10)
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	*0.335 【0.35】	24,960 (2,080)	24,360 (2,030)	600 (50)
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	*0.585 【0.60】	43,560 (3,630)	41,760 (3,480)	1,800 (150)
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.80	59,520 (4,960)	55,680 (4,640)	3,840 (320)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超	1.00	74,400 (6,200)	69,600 (5,800)	4,800 (400)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	81,840 (6,820)	76,560 (6,380)	5,280 (440)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	93,000 (7,750)	87,000 (7,250)	6,000 (500)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	111,600 (9,300)	104,400 (8,700)	7,200 (600)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	122,760 (10,230)	114,840 (9,570)	7,920 (660)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90 【1.80】	141,360 (11,780)	125,280 (10,440)	16,080 (1,340)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.10 【2.00】	156,240 (13,020)	139,200 (11,600)	17,040 (1,420)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.20 【2.10】	163,680 (13,640)	146,160 (12,180)	17,520 (1,460)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.40 【2.25】	178,560 (14,880)	156,600 (13,050)	21,960 (1,830)
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.55 【2.40】	189,720 (15,810)	167,040 (13,920)	22,680 (1,890)
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70 【2.55】	200,880 (16,740)	177,480 (14,790)	23,400 (1,950)
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.85 【2.70】	212,040 (17,670)	187,920 (15,660)	24,120 (2,010)
第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.00 【2.85】	223,200 (18,600)	198,360 (16,530)	24,840 (2,070)
第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	3.15 【2.85】	234,360 (19,530)		36,000 (3,000)
第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満	3.30 【2.85】	245,520 (20,460)		47,160 (3,930)
第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.45 【2.85】	256,680 (21,390)		58,320 (4,860)

※「公費による保険料軽減強化」後の基準額に対する割合
 軽減前の基準額に対する割合 第1段階：0.405【0.45】
 第2段階：0.535【0.60】
 第3段階：0.590【0.65】

第1号被保険者の保険料の見直しについて

○見直しの趣旨・内容

保険料の見直しについて、国からは、『今回の見直しは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図る趣旨のものである。』と示されました。

国の見直しの趣旨・内容を踏襲し、低所得者等の保険料上昇の抑制を目的とした見直しを行いました。

- ・ 低所得者の乗率の引下げ
- ・ 中間所得者の乗率の据え置き
- ・ 高所得者の乗率の引上げ
- ・ 所得段階の多段階化（17段階→20段階）

低所得者（市民税世帯非課税者）への配慮

(1) 所得状況に応じた保険料設定

第1号被保険者の保険料は、所得状況に応じた保険料設定となります。よって、所得が低い場合には、保険料の負担も低くなる仕組みとなります。

(2) 保険料設定の弾力化

① 基準額に対する割合の変更

低所得者の保険料の乗率（基準額に対する割合）を国の示す標準的な乗率より引き下げることで、低所得者の保険料上昇の抑制に努めています。

② 所得段階の多段階化

所得段階を国の示す標準的な段階（13段階）から、20段階まで多段階化することで、低所得者への保険料の軽減効果を高めています。

(3) 公費による保険料軽減強化

消費税増税分を財源とした、公費による保険料軽減強化を第9期計画期間においても継続します。

(4) 本市独自の保険料減額制度

低所得者対策の一環として、特に生計を維持することが困難であると認められるものに対する保険料減額制度を第9期計画期間においても継続します。